

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助決定処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和4年3月9日付けの一時扶助決定通知書により請求人に対して行った一時扶助決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

支給額が不当に算出されている。手紙に書かれている内容が不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 6月10日	諮問
令和6年 9月17日	審議（第92回第3部会）
令和6年10月15日	審議（第93回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」としている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

(2) 保護の種類及び医療移送費

法11条1項は、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等を規定している。

このうち医療扶助について、法15条は、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号に掲げる範囲内において行われるとし、その範囲の1つとして、「移送」（同条6号）を挙げている。

そして、保護基準別表第4・医療扶助基準4によれば、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

(3) 医療に係る移送についての給付

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療要領」という。）第3・9・(1)は、その給付方針として、移送の給付については、個別にその内容を審査し、同・(2)に掲げる範囲の移送について給付を行うものとするとしている。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであることとしている。

同・(2)が定める給付の範囲としては、同・アに、「被保護者から申請があった場合、医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当

該受診に係る交通費が必要な場合」、同・イに「被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」を挙げる。

移送の給付決定における審査については、「給付要否意見書（移送）により（中略）福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。（中略）福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならない」（医療要領第3・9・(3)・イ）とし、事後申請の取扱いについては、「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えない」としている（同・ウ）。

そして、費用の算定については、「領収書、複数業者の見積書、地域の実態料金等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこと。」としている（同第3・9・(4)・イ）。

(4) 申請による保護の変更

法24条9項により、同条1項から7項までの規定は、保護の変更の申請について準用されるところ、同条1項は、保護の変更を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。また、同条2項は、同条1項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないとしている。

同条3項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条4項は、その書面には、決定の理由を付さなければならないとしている。

2 本件処分についての検討

- (1) 本件処分は、本件各申請を受けて行われた一時扶助決定処分であるところ、処分庁は、本件医院への通院交通費に係る12月分の通院日数を16日と確認し、〇〇から〇〇までの経路については既に

支給済みであったことから、〇〇から〇〇までの経路について9,280円支給することとした。ただし、実際に本件処分により支給した9,280円は、この経路のうち、〇〇から〇〇までの分であったため、〇〇から〇〇までの分が支給漏れとなった（処分庁は、後行処分により〇〇から〇〇までの経路の分を支給した。）。

また、その他の病院については、各病院に通院日数を確認の上、領収書等の提出がないこと、処分庁が決定した医療機関でないこと、定期券等により支給済みであること等の理由によって支給しない場合を除き、〇〇クリニックほか3件分として、4,660円支給することとした。

そして、処分庁は、請求人に対し、本件処分の際に本件説明書により、支給しない理由を説明している。

- (2) 福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度等と異なることにより生じた交通費については原則として給付の対象にならないこと、また、領収書等の挙証資料に基づいて額の決定を行うことは、法令等の定めるところである（1・(3)）。処分庁は、法令等の定めに従い、上記(1)のとおり通院交通費計13,940円を一時扶助として支給することを決定し、本件処分において支給漏れとなった通院交通費5,120円については、後行処分により支給しており、本件処分及び後行処分のいずれにも違算の事実は認められないから、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、支給額が不当に算出されている、本件説明書の内容が不当である旨を主張する。

しかし、本件処分には違法又は不当な点がないことは上記2で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙 (略)